最終更新日:2015年7月9日

セイコーホールディングス株式会社

代表取締役社長　中村吉伸
問合せ先:総務部長　田嶋直樹
証券コード:8050

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけ、その実現に向けたコーポレート・ガバナンス体制の強化推進に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三光起業株式会社	23,677,501	11.43
服部　悦子	18,069,542	8.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,171,000	5.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,691,000	5.64
服部　真二	11,396,448	5.50
第一生命保険株式会社	9,000,000	4.34
服部　秀生	8,104,276	3.91
服部　洪尚	3,472,876	1.67
株式会社みずほ銀行	2,500,639	1.20
清水建設株式会社	2,333,000	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、以下の大量保有報告書等の写しの送付を受けておりますが、当社として2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」は株主名簿(2015年3月31日現在)によって記載しております。

1. 提出者:ドイツ証券株式会社およびその共同保有者2社
   報告義務発生日:2014年10月31日
   提出日:2014年11月10日
   保有株券等の数:4,533,546株
   株券等保有割合:2.19%
2. 提出者:三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者1社
   報告義務発生日:2015年2月27日
   提出日:2015年3月5日
   保有株券等の数:13,714,000株
   株券等保有割合:6.62%
3. 提出者:株式会社みずほ銀行およびその共同保有者3社
   報告義務発生日:2015年3月31日
   提出日:2015年4月7日
   保有株券等の数:6,971,639株
   株券等保有割合:3.37%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原田　明夫	弁護士											
カーステン・フィッシャー	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田　明夫	○	―――	同氏の長年にわたる法曹界での経験と高い見識に基づき、客観的な視点から当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待し選任しております。 また、同氏は当社と顧問契約を締結している弘中徹氏が代表を務める弘中総合法律事務所の特別顧問でありますが、当社業務に携わることはなく、当社から役員報酬以外に金銭等を得ていないため、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
			同氏のグローバル企業の経営を通じて培われたマーケティングに関する専門的な知識と経験

カーステン・フィッシャー	○	―――	に基づき、客観的な視点から当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待し選任しております。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況としましては、会計監査人と定期的な会合を持つとともに、必要に応じて適時、情報の交換を行っております。
監査役と内部監査部門の連携状況としましては、内部監査室が内部監査業務を担い、監査役と連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田　富治郎	他の会社の出身者													
山内　悦嗣	公認会計士													
青木　芳郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田　富治郎		第一生命保険株式会社　特別顧問	同氏の長年にわたる保険会社経営の経験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。

山内　悦嗣	○	―――	同氏の長年にわたる公認会計士としての経験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。 また、同氏は公認会計士でありますが、当社の監査業務に直接関係したことはなく、当社から役員報酬以外に金銭等を得ていないため、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
青木　芳郎		―――	同氏の長年にわたる会社経営の経験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は委任契約の対価という性質のもと、確定額の支払が適当であると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書では取締役（社外取締役を除く）、社外役員に区分し、支給人員および支給総額を開示しております。事業報告では、全取締役の支給人員および支給総額を開示しております。いずれも当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、第三者機関の助言に基づき、役位別の報酬基準を定め、その基準に従い、取締役の報酬については、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定し、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会（監査役会）において当社および事業会社の状況を適宜説明するとともに、必要に応じ事業会社および当社該当部門より直接状況説明を行わせる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は持株会社として、事業ごとの経営責任の明確化を図るとともに、迅速な経営判断と機動的な施策の実行を通して、経営環境の変化に対応できる組織体制をとっております。すなわち、取締役12名（内、社外取締役2名）で構成する取締役会において、常に連結事業会社の状況を掌握し、必要に応じて各事業会社より説明を受け、迅速適切な意思決定を行うなど、各事業会社の業務執行状況の把握に努めており、さらに、当社役

員と各事業会社の社長で構成する経営協議会を開催しております。また業務執行の基本事項を審議し、経営活動を適正迅速に推進することを目的に、経営戦略会議を開催しております。
また、当社は監査役制度を採用しており、監査役5名（内、社外監査役3名）による監査役会を定期的に開催し、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役が監査の実施状況および結果について相互に報告を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査しております。さらに、監査役は子会社について、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けております。当社は取締役会その他重要な会議での監査役の意見を尊重し、随時経営に反映しております。また、内部監査室が監査役と連携を取り、監査役の職務のサポートを実施しておりますが、取締役を兼任しないものを内部監査室の長とすることでその独立性と実効性を高めております。
また当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、小尾 淳一、西野 聡人、高木 修の3名であり、当該会計士はいずれも有限責任あずさ監査法人に所属しており、継続監査年数は7年以内です。また会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他9名です。
当社においては、取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。また、監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけ、その実現に向けたコーポレート・ガバナンス体制の強化推進に取り組んでおります。
当社が持株会社として連結運営する経営体制においては、上記の重要な経営課題を実現する上で、当企業統治の体制が最適であると考えております。
なお、社外取締役においては、独立的な立場からの経営の監督機能を担い、経営に対する監督機能の強化を期待しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会におけるビジュアルプレゼンテーションを実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2009年3月にIRポリシーを作成し、ホームページで公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、事業についての説明会や工場見学を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報を、原則和文・英文で掲載しているほか、年次報告書、定時株主総会招集通知・決議通知などを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRについては経営企画部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「企業倫理行動指針」において、「時の文化」の発展のため、社会におけるさまざまな活動に貢献すること、人々の生活、スポーツ、科学技術や産業の領域にいたるまで、社会が必要とする「計時」のニーズに幅広く対応し、社会の向上や発展に貢献することを掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の「企業倫理行動指針」において、ステークホルダーに対する適正かつ適時の企業情報開示を行うことを掲げております。
その他	当社は、男女共同参画の考えに沿って雇用機会均等に努めており、採用・配置・昇給・昇進などにおいて性別による区別はなく、実力や成果に応じた評価が行われています。 また、仕事と子育てを両立できる環境づくりにも努め、男性も含めた育児休業の取得促進や育児休業後の復帰支援、福利厚生面での育児支援、年次有給休暇の取得促進などを図っております。 さらに、第5次中期経営計画（2014年3月期を初年度とする3ヶ年計画）においては、経営基盤の質的強化に向けた課題の一つとして、人財活用の促進を掲げ、女性管理職の積極的な登用における数値目標として、当社グループにおける女性管理職比率を、2013年4月1日現在の5．3%から2016年3月期までに10%を達成することを目標としております。 2014年度からグループ横断的な組織として「グループ各社の経営層から構成される委員会」と「グループ各社の管理職と女性社員から構成されるプロジェクト」が連動しながら、各種講演会・研修等の開催やグループ内向け専用サイトからの情報発信等をはじめ、様々な施策の取り組み、検討をスタートしています。これらにより管理職の女性活躍推進への意識改革と、女性社員のキャリアアップ支援を図ってまいります。 また、ダイバーシティへの対応の一環として、障がい者雇用も積極的に進めております。当社および事業会社計8社は、特例子会社制度によるグループ適用の認定を受け、2015年6月1日現在の障がい者雇用率は2．44%と、法定雇用率（2．0%）を上回っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役および従業員による企業倫理、法令および社内ルールの遵守の確保を目的として「企業倫理の基本理念」および「企業倫理行動指針」を定め、次のとおり、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
1)代表取締役社長は、繰り返し「企業倫理の基本理念」の精神を取締役、従業員に伝達し、企業倫理・法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底します。
2)代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」は、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）に重大な影響を与えるおそれのある企業倫理上の問題および企業倫理遵守体制の見直しに関する事項等を審議し、その結果を取締役会に報告します。
3)取締役・従業員が法令違反の疑義ある行為等を発見した場合に、速やかに「企業倫理委員会」へ報告される体制を整え、そのための情報伝達手段として「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
4)企業倫理・法令遵守の意識を徹底・向上させるため、取締役・従業員を対象とした企業倫理研修を継続的に実施します。
（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1)「社内文書管理規則」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
2)取締役および監査役は、「社内文書管理規則」に基づき、常時、これらの文書等を閲覧可能とします。
（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)「リスクマネジメント規則」に基づき、当社グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備します。
2)代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループの活動に影響を与えるビジネスリスクの掌握、リスクの識別・分析および評価・モニタリング等を含めたリスク管理プロセスの構築・整備ならびに監視を行います。
3)リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規則」に基づき、定期的または必要に応じて各種リスクの状況を取締役会に報告します。
（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)当社グループの取締役、従業員が共有する目標として中期経営計画を策定します。また、同計画を構成する年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし、その改善策を検討・実施することにより、業務の効率化を推進します。
2)子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、その管理に関する基本規程を整備します。また、当社の常勤取締役および主要な子会社の代表取締役を構成員とする「経営協議会」を設置し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
3)取締役の職務分担、各部門の職務分掌・権限を明確にし、職務の執行の効率性を確保します。
（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社は、子会社の企業倫理・法令遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を支援します。
2)子会社は、当社制定の「企業倫理の基本理念」、「企業倫理行動指針」を共有し、これらに従った経営を行います。また、当社は、子会社に法令違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、子会社の内部通報制度の整備を支援します。
3)当社は、「連結経営管理規則」に基づき、子会社の経営上の重要事項に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を取締役、監査役として派遣し、適切な監督・監査を行います。
4)子会社は、「連結経営管理規則」に従い、業績、財務状況その他重要な事項を当社に報告するほか、必要に応じて、子会社の代表取締役が業務の執行状況を当社の取締役会に報告します。
5)当社の内部監査室は、子会社の業務執行および法令・定款の遵守状況やリスク管理状況等について、内部監査を実施します。
（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
1)内部監査室が、監査役の職務を補助する体制とします。
2)内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る職務を兼務しません。
3)内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重します。
（7）監査役への報告に関する体制
1)当社の取締役および従業員は、財務、企業倫理遵守、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告するとともに、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・社内ルールに違反する行為が行われていることを発見したときは、直ちに監査役にその事実を報告します。
2)子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役へ報告する体制を整備します。
3)前2項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。
4)内部監査室の長は、内部監査業務の遂行にあたり、事前に常勤監査役との連携を保ち、重要な事項については適時常勤監査役へ報告するよう努めます。さらに内部監査結果を遅滞なく常勤監査役に報告し、定期的に監査役会に報告します。
（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)内部監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部、経理部は監査役の監査実施を適宜補助する体制を確保します。
2)取締役会が業務の適正を確保する目的で設置し、適時開催する重要な会議、委員会等への監査役の出席を確保します。
3)代表取締役社長は、必要に応じ、監査役会と会合を持ち、経営上の重要課題等について、意見交換を行います。
4)監査役がその職務の執行について生じる費用を当社に請求したときは、当社が監査役の職務執行に必要でないことを証明したときを除き、請求があった後、速やかに支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な勢力あるいは組織とは接触せず、介入されるすきを与えず、影響を及ぼされることを未然に防ぐことを基本姿勢としております。このことは、当社の「企業倫理行動指針」に掲げております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社は、経営の基本理念を「社会から信頼される会社になること」におき、重要な会社情報につきましては、適時に開示し、誠実で、透明性の高いコミュニケーションを目指しております。以下は、当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況であります。

1. 会社情報の収集
当社および子会社に関わる適時開示の対象となる重要な会社情報は、それぞれの会社の代表取締役または財務担当取締役を経由して、当社の当該案件担当部署である経理部または総務部に集約され、且つその内容は情報取扱責任者である担当取締役に直ちに報告する体制をとっております。

2. 適時開示の判定準備
上記方法により収集した会社情報は、経理部または総務部において、東京証券取引所が定める適時開示規則にそって適時開示の要否を検証し、その結果を情報取扱責任者に報告し、その判定を得ています。また、情報取扱責任者は、当社および子会社におけるこれら重要な内部情報の決定事実、発生事実について、それぞれの代表取締役または財務担当取締役に対し、インサイダー取引規制等の法令を踏まえて、それら情報の内部管理徹底の指示を行っております。

3. 外部への適時開示
適時開示を要する会社情報については、直ちに代表取締役社長に報告され、その確認を得て、取締役会等のしかるべき機関において承認を得、あるいは報告されております。
これら一連の社内手続きを経た開示対象情報は、当該情報取扱担当部署である経理部または総務部を通して速やかに東京証券取引所に適時開示され、また秘書・広報部が遅滞なく当該情報を自社ホームページ上に公表資料として掲載し情報開示の徹底を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

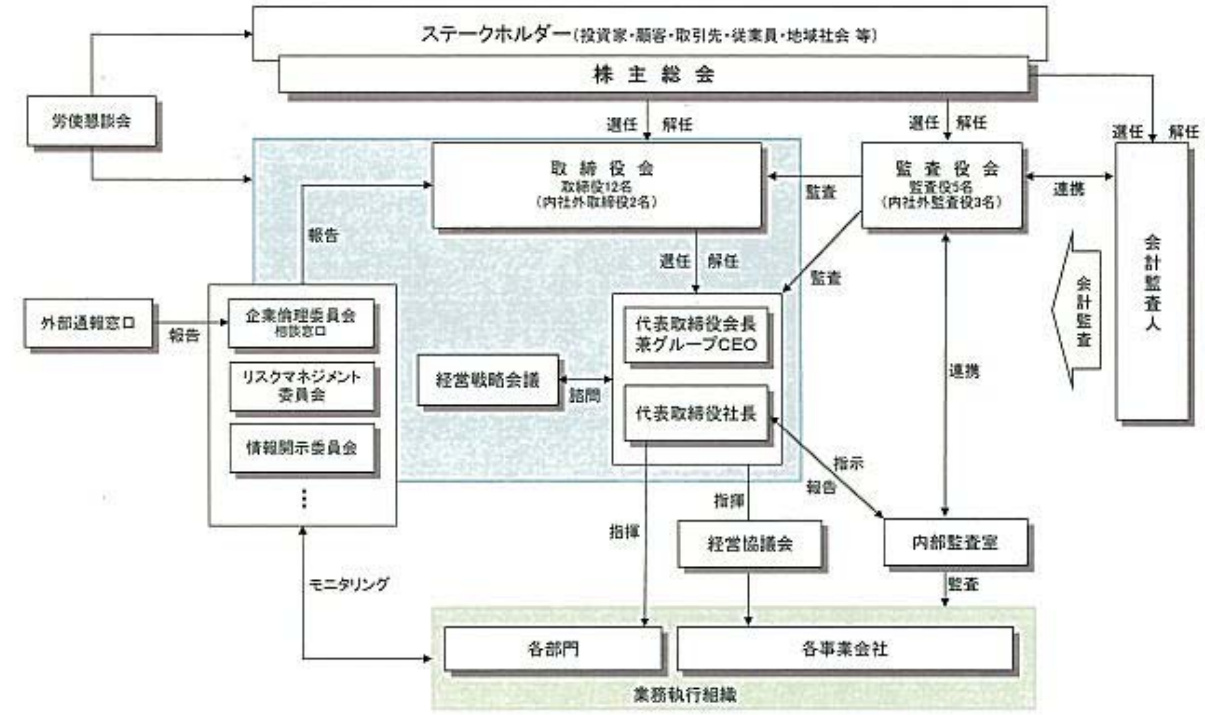

適時開示に係る社内体制を図示すると以下のとおりとなります。

